

小松北高等学校昼間制 生徒指導の基本原則

授業規律

- ・担当教員の指示に従い、45分間の授業に集中する。
- ・授業妨害や迷惑行為はしない。スマホ・携帯使用禁止。飲食禁止。

遅刻・早退の届出

- ・登校時に遅刻した場合は、職員室前の「遅刻届」(白色)に時間と理由を記入し、職員室でチェックを受けてから教室に入る。
- ・授業の間の遅刻については、同様の遅刻届(青色)に記入し、同じくチェックを受けてから入室する。

怠業行為

- ・学校を欠席・遅刻する場合は、保護者から学校に必ず連絡を入れる。無断欠席はしない。
- ・早退する場合、担任に「早退届」を提出し、許可を得る。無断早退はしない。

アルバイト

- ・アルバイトをする場合は、「アルバイト申請書」を担任に提出する。
職種や時間帯によっては許可されない場合もある。
- ・無断アルバイトは認めない。
- ・学校生活に慣れ、学業に支障がないことがアルバイトを行う前提となる。

運転免許

- ・自動車学校への通学を理由にした欠席や遅刻・早退は認めない。ただし、卒業検定や運転免許センターでの検定試験は特別の事情として認めるが(欠席扱い)、事前に担任まで必ず申し出る。
- ・自動車・バイクでの通学を希望する生徒は生徒指導課に「特殊通学許可願」を提出し、「許可証」を得、付記された許可条件を遵守する。車両は指定された場所に駐車する。
- ・登下校時に友人を自分の自動車(自動二輪等を含む)に同乗させない。違反した場合は厳重注意、改善されない場合は自動車通学の許可は取り消される。

服装等

- ・特に規定はない。高校生として常識ある容姿（頭髪）を薦める。あまりにも非常識な容姿は認めない。
- ・他校の制服は認めない。
- ・タトゥー、ゲタ履きは認めない。
- ・校舎内でのサングラス、帽子の着用は認めない。ただし屋外授業（体育授業等）で熱中症対策に帽子を着用することは認める。

スマホ・携帯等

- ・授業中の使用は厳禁。S T時も同様。授業開始のベルが鳴ったら速やかに片付ける。机の上にも置かない。
- ・他人の動画や写真を許可なくインターネット上に載せない。
- ・スマホ依存やネットトラブルに巻き込まれないよう注意する。

下校時間

- ・昼間制の生徒は17時までに下校する。保護者の迎えを待つ場合でも18時を超えない。
- ・原則として、夜間制の生徒は昼間制の生徒の授業時間帯（～15:00）に学校内に入ってはならない。

部外者の来校

- ・文化祭等、学校行事時に限らず、通常、在校生の友人等、部外者が学校内に入ってくることは認めない。退学者も同様とする。
- ・卒業生は手続きを経ての来校は認める。年度末の離任式への当該学年の卒業生の参加も同様とする。

傘の貸し出し

- ・雨天時の傘の「ちょい借り」は窃盗行為であり、特別指導処分となる。傘が必要な場合は職員室に「貸し出し傘」があるので、「貸出簿」に記入して使用する。

特別指導対象行動の一例

- ・怠業・怠学 ・暴言・授業妨害 ・いじめ・からかい・誹謗・中傷 ・喫煙・飲酒
- ・暴力・破壊行為 ・万引き・窃盗・占有離脱物横領 ・深夜徘徊 ・迷惑行為